

事後審査型一般競争入札（施工者希望型週休2日工事）の執行について

松本市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月31日

松本市長 臥雲 義尚

1 入札対象工事

工 事 名	西小松教員住宅解体工事
工 事 場 所	松本市里山辺4193-12
工 事 概 要	西小松教員住宅の解体を行うもの
工 期	契約日から令和8年3月27日まで
そ の 他	松本市電子入札実施要綱（令和6年10月21日施行）に定める入札方式による対象案件である。

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

工事種別と等級格付等	解体工事 格付AB級（739点以上）【令和7年度格付】
建 設 業 許 可	(1) 解体工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 (2) 下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、特定建設業許可を有していること。
配 置 技 術 者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。 (2) なお、下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合には、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 (3) 配置技術者は、入札参加申請日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。 (4) 石綿作業主任者を配置できること。配置にあたっては、下請業者から選任することも可とする。
所 在 地 要 件	松本市内に本店を有していること。
施 工 実 績 要 件	不要
その他の参加資格要件	(1) 松本市建設工事後審査型一般競争入札実施要綱（平成20年告示第339号）第4条に規定する参加資格の条件を満たしていること。 (2) 建設廃棄物の処理に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめとする関連する法律を遵守していること。

3 社会保険等未加入対策について

建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、平成31年4月1日以降に契約締結を行う案件から下記下線部分の条項を新たに適用します。

(1) 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(2) 受注者は、下請負契約をしたときは、施工体制台帳を作成し、発注者に提出すること。

(3) 受注者は、下記の届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(4) 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合又は特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方と

することができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

4 入札の日程等

入札手続き等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
入札参加申請受付	令和7年10月31日(金)から 令和7年11月6日(木)まで	(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。 (2) 受付時間 ア 持参の場合 午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日及び祝日を除く) イ 電子メール又は郵送の場合 最終日の午後5時までに到着した分まで ※電子メールの場合は、件名に「事後審査型一般競争入札参加申請書」と入力すること。 ※郵送の場合は、封筒に「事後審査型一般競争入札参加申請書在中」と記載し、書留郵便等により提出すること。 (3) 提出場所 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市 財政部 契約管財課(本庁舎別棟2階) 電子メール: keiyaku@city.matsumoto.lg.jp
紙入札承認申請受付	令和7年10月31日(金)から 令和7年11月14日(金)まで	(1) 紙により入札する場合は、紙入札承認願(様式第1号)を松本市財政部契約管財課へ持参すること。 ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日及び祝日を除く) (2) 紙入札承認願様式は市ホームページからダウンロードすること
設計図書等の閲覧等	令和7年10月31日(金)から 令和9年3月31日(水)まで	松本市入札情報システムに掲載する。
設計図書等に関する質問受付	令和7年11月4日(火)から 令和7年11月11日(火)まで (ただし最終日は、午後3時までに 契約管財課へ到着した分までとする。)	(1) 質問書様式は市ホームページからダウンロードすること(質問内容がわかるように具体的に記載すること。) (2) 質問がある場合のみ、電子メール又はFAXにより送信すること。 質問書送信先: 松本市 財政部 契約管財課 電子メール: keiyaku@city.matsumoto.lg.jp FAX: 0263-36-2592
回答の閲覧期間	令和7年11月14日(金)から 令和9年3月31日(水)まで	松本市入札情報システムに掲載する。 回答書は閲覧期間において、確認してください。なお、案件によっては、期間前であっても閲覧に供する場合があります。
入札書等の提出期限	令和7年11月17日(月) 午前8時30分から 令和7年11月19日(水) 午後3時まで	(1) 電子入札システムにより提出すること。 ・ 提出する際、必ず3桁のくじ番号を設定すること。 ・ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書を添付すること。 (2) 紙入札者は松本市財政部契約管財課へ持参又は簡易書留等により提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和7年11月21日(金) 午後3時まで	(1) 電子入札システムにより提出すること。 ・ 提出する際、必ず3桁のくじ番号を設定すること。 (2) 紙入札者は松本市財政部契約管財課へ持参又は簡易書留等により提出すること。
開札日時・場所	令和7年11月20日(木) 午前9時50分から	松本市役所 契約管財課 契約室 (本庁舎別棟2階)
入札参加資格確認申請書提出について	(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2～5号)」、「建設廃棄物処理計画書」、「誓約書」、「石綿作業主任者の資格を確認できるもの」とする。 (2) 落札候補者となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、持参により提出すること。郵送等による提出は認めない。 提出場所: 松本市 財政部 契約管財課 受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで	

落札者の決定等	(1) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から１４日以内（閉庁日を除く。）に行う。 (2) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ文書等により通知する。 (3) 入札参加資格がないと認めたときは、落札候補者へ文書等により通知する。この場合、当該落札候補者の行った入札は無効とし、次点の者を落札候補者とする。 (4) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から５日以内（閉庁日を除く。）にその理由について文書により説明を求めることができる。なお、文書は松本市財政部契約管財課へ持参により提出することとし、回答は文書により行う。
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市入札情報システムにて公表する。

５ 入札事項等

入札事項	(1) 入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は１回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約管財課より連絡する。 (2) 紙入札により入札に参加しようとする者は、松本市電子入札実施要綱第７条の規定による所定の手続を行うこと。
適用する制度	松本市最低制限価格制度実施要綱
入札の無効	松本市入札心得第６条及び松本市電子入札実施要綱第１１条の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
入札保証金	免除（ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市財務規則第１１０条第１項の規定に基づき免除した金額を徴収する。）
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上の金銭的保証
前払金・中間前払金	適用あり
部分払金	適用あり

６ 週休２日工事について

本工事は週休２日工事の対象工事であり、施工者希望型週休２日工事として発注をする。なお、週休２日工事の実施は、松本市週休２日工事实施要綱（令和６年２月５日告示第３０号）及び週休２日工事ガイドラインに従い行うこととする。

７ その他の事項

松本市財務規則、松本市建設工事施行規則、松本市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱、松本市最低制限価格制度実施要綱、松本市電子入札実施要綱、松本市電子入札システム利用規則及び松本市入札心得に示すとおりとする。

８ 担当部課（問い合わせ先）

公 告 の 内 容	松本市 財政部 契約管財課 契約担当（松本市丸の内３番７号）	TEL ０２６３－３４－８３０１
工 事 の 内 容	松本市 教育委員会 施設課	TEL ０２６３－３４－３２４７